



# 新潟県公報

平成25年  
12月27日(金)  
号外  
第87号

## 目次

### 条 例

○健康長寿とちぎづくり推進条例の制定	4
○職員等の旅費に関する条例の一部改正	8
○新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	9
○新潟県県民の森条例等の一部改正	10
○新潟県消費生活条例の一部改正	18
○北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正	23

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇健康長寿とちぎづくり推進条例の制定（新潟県条例第70号）

県民一人一人がその居住する地域にかかわらず心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる地域社会の実現に向けた取組（以下「健康長寿とちぎづくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県民、県等の責務等を明らかにするとともに、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

#### 1 基本理念（第2条関係）

健康長寿とちぎづくりの推進について、次の基本理念を定めることとしました。

- 自ら健康づくりに努める県民一人一人の自主性が尊重されること。
- 県民一人一人が、障害及び疾病の有無にかかわらず、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを実践できるよう、地域社会を構成する多様な主体が連携を図りながら協働することにより、必要な支援及び社会環境の整備が行われること。

#### 2 県民の責務（第3条関係）

県民は、健康な生活習慣を身に付けること等により、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに努めるものとする事としました。

#### 3 県の責務及び県と市町村との協力

- 県は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第4条関係）
- 県及び市町村は、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりに関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。（第5条関係）

#### 4 健康づくり関係者及び事業者の責務

- 健康づくり関係者は、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第6条関係）
- 事業者は、従業員が健康づくりを実践しやすい職場環境の整備に努めるとともに、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第7条関係）

#### 5 財政上の措置等（第8条関係）

県は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする事としました。

#### 6 年次報告等（第9条関係）

知事は、毎年、県議会に健康長寿とちぎづくりの状況及び県が健康長寿とちぎづくりの推進に関して講じ

た施策に関する報告を提出するとともに、当該報告に係る健康長寿とちぎづくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならないこととしました。

#### 7 基本計画（第10条関係）

知事は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的な計画を定めなければならないこととしました。

#### 8 健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的施策

- (1) 健康診査の受診の促進等（第11条関係）
- (2) 食生活の改善の促進（第12条関係）
- (3) 運動等の促進等（第13条関係）
- (4) 受動喫煙の防止等（第14条関係）
- (5) 心の健康の保持（第15条関係）
- (6) 幼児期からの健康な生活習慣の定着（第16条関係）
- (7) 高齢者の健康づくり（第17条関係）
- (8) 健康長寿とちぎづくり推進月間（第18条関係）
- (9) 健康長寿とちぎづくり県民運動（第19条関係）

#### 9 施行期日等

- (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

#### ◇職員等の旅費に関する条例の一部改正（栃木県条例第71号）

- 1 在勤地内旅行の区分を廃止することとしました。（第2条、第26条及び第27条関係）
- 2 定額の旅行雑費を廃止することとしました。（第6条、第10条、第11条及び第25条関係）
- 3 所要の規定の整備をすることとしました。
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

#### ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第72号）

- 1 栃木県権限移譲実施計画に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。（別表第1関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

#### ◇栃木県県民の森条例等の一部改正（栃木県条例第73号）

消費税法及び栃木県県税条例の一部改正に伴い、利用料金の基準額を改定すること等のため、次の条例について所要の改正をすることとしました。

- 1 栃木県県民の森条例関係（別表関係）

バンガロー、高床式固定テント及び持ち込みテント用キャンプ場の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 2 栃木県都市公園条例関係（別表第1関係）

運動施設の一般利用料金の基準額その他各種利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 3 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例関係（別表関係）

障害者及びその付添人以外の者に係る宿泊料の基準額を引き上げることとしました。
- 4 栃木県子ども総合科学館条例関係（別表関係）

展示室の観覧料の基準額を引き上げることとしました。
- 5 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例関係（別表第1関係）

展示場、展示ホール及び会議室の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 6 栃木県総合文化センター設置及び管理条例関係（別表第1関係）

ホール、楽屋、会議室、和室、練習室、リハーサル室及びギャラリーの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 7 栃木県立日光自然博物館条例関係（別表第1及び別表第2関係）

施設利用料の基準額及び大人の観覧料の基準額を引き上げることとしました。
- 8 とちぎ花センター設置及び管理条例関係（別表第1及び別表第2関係）

ホール施設利用料の基準額及び大温室観覧料の基準額を引き上げることとしました。
- 9 栃木県立とちぎ海浜自然の家条例関係（別表関係）

宿泊を伴う利用、宿泊を伴わない利用及び運動施設の利用に係る利用料金の基準額を引き上げることとし

ました。

- 10 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例関係（別表関係）  
プールの利用料金の基準額その他各種利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 11 栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例関係（別表関係）  
安全運転コースの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 12 とちぎ男女共同参画センター設置及び管理条例関係（別表関係）  
施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 13 栃木県奥日光地区駐車場設置及び管理条例関係（別表関係）  
大型バスの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 14 とちぎ生きがいづくりセンター設置、管理及び使用料条例関係（第9条の2関係）  
授業料の基準額を引き上げることとしました。
- 15 とちぎ健康づくりセンター設置及び管理条例関係（別表第1～別表第3関係）  
施設等の利用料金の基準額、講習又は講座の受講料の基準額及び体力測定の実験料の基準額を引き上げることとしました。
- 16 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例関係（別表関係）  
施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 17 とちぎ青少年センター設置及び管理条例関係（別表関係）  
施設の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 18 栃木県なかがわ水遊園設置及び管理条例関係（別表関係）  
観覧料の基準額を引き上げることとしました。
- 19 栃木県立なす高原自然の家設置及び管理条例関係（別表関係）  
宿泊棟、研修室、体育館及び体験プラザの利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 20 栃木県牧場設置及び管理条例関係（別表関係）  
乳用牛の利用料金の基準額を引き上げることとしました。
- 21 施行期日等
  - (1) この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

#### ◇栃木県消費生活条例の一部改正（栃木県条例第74号）

消費者を取り巻く社会環境の変化に対応し、県民の消費生活の安定及び向上を確保するため、次のとおり改正することとしました。

- 1 消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の責務並びに消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を総合的に推進し、もって県民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とすることとしました。（第1条関係）
- 2 消費者の利益の擁護及び増進は、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならないこととしました。（第1条の2関係）
- 3 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動等に努めるものとする事としました。（第4条の2関係）
- 4 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を確保するための健全かつ自主的な活動等に努めるものとする事としました。（第5条の2関係）
- 5 知事は、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な計画を定めなければならないこととしました。（第5条の3関係）
- 6 知事は、不適正な取引行為が行われている疑いがあると認めるときは、必要な調査を行うことができることとしました。
- 7 知事は、必要があると認めるときは、6の調査の経過及び結果を県民に周知させるものとする事としました。（以上第11条の3関係）
- 8 県は、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講じ、消

費者教育を推進するものとする事としました。(第12条関係)

- 9 条例により知事がとるべき措置がとられていないため消費者の権利が害され、又は害されるおそれがあると認める者は、知事に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるように求めることができる事としました。
- 10 知事は、9の申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする事としました。
- 11 知事は、10の措置をとった場合において、消費者の利益の擁護及び増進を図るため必要があると認めるときは、9の申出の内容並びにその処理の経過及び結果を県民に周知させるものとする事としました。(以上第21条の3関係)
- 12 所要の規定の整備をする事としました。
- 13 この条例は、平成26年4月1日から施行する事としました。

◇北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例の一部改正 (栃木県条例第75号)

- 1 消費税法及び栃木県県税条例の一部改正に伴い、所要の規定の整備をする事としました。
- 2 北那須水道用水供給事業に係る使用料金を1立方メートル当たり79円62銭(現行81円70銭)に改定する事としました。
- 3 鬼怒水道用水供給事業に係る使用料金を1立方メートル当たり86円8銭(現行90円11銭)に改定する事としました。(以上北那須水道に係る水道用水の料金に関する条例第3条及び鬼怒水道に係る水道用水の料金に関する条例第3条関係)
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行する事としました。

**条 例**

健康長寿とちぎづくり推進条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第七十号

健康長寿とちぎづくり推進条例

目次

前文

第一章 総則 (第一条―第九条)

第二章 基本計画 (第十条)

第三章 健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的施策 (第十一条―第十九条)

附則

健康は、人が生涯にわたって生き生きと暮らすための基本であり、県民一人一人の健康は、豊かで活力ある地域社会を築くための基盤である。

急速に高齢化の進展した社会を迎え、県民が健康を実感できる期間の伸長を図ることは極めて重要であることから、社会を構成する全ての組織及び個人が、地域、職場等において、相互に協力しながら県民一人一人の生活習慣の改善並びに生活習慣病の予防並びに早期発見及び早期治療に取り組んでいくことが必要である。

ここに、私たちは、県民一人一人がその居住する地域にかかわらず心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる健康長寿日本一とちぎを実現するための取組を県を挙げて推進することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

## (目的)

**第一条** この条例は、県民一人一人がその居住する地域にかかわらず心身ともに健やかに歳を重ねていくことのできる地域社会の実現に向けた取組（以下「健康長寿とちぎづくり」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県民、県等の責務等を明らかにするとともに、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 健康長寿とちぎづくりの推進に当たっては、自ら健康づくりに努める県民一人一人の自主性が尊重されなければならない。

2 健康長寿とちぎづくりの推進に当たっては、県民一人一人が、障害及び疾病の有無にかかわらず、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを実践できるよう、地域社会を構成する多様な主体が連携を図りながら協働することにより、必要な支援及び社会環境の整備が行われなければならない。

## (県民の責務)

**第三条** 県民は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康な生活習慣を身に付けること等により、自らの心身の状態等に応じた健康づくりに努めるものとする。

2 県民は、定期的にかん検診その他の健康診査を受けることにより、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとする。

3 県民は、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (県の責務)

**第四条** 県は、基本理念にのっとり、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、広く県民の意見が反映されるよう努めるものとする。

## (県と市町村との協力)

**第五条** 県及び市町村は、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりに関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

## (健康づくり関係者の責務)

**第六条** 健康増進事業実施者（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第六条に規定する健康増進事業実施者をいう。）、医療機関その他の県民の健康づくりに関する活動を行うもの（以下「健康づくり関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第七条** 事業者は、基本理念にのっとり、従業員が健康づくりを実践しやすい職場環境の整備に努めるとともに、県が実施する健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策及び市町村が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第八条** 県は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

**第九条** 知事は、毎年、県議会に、健康長寿とちぎづくりの状況及び県が健康長寿とちぎづくりの推進に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 知事は、毎年、前項の報告に係る健康長寿とちぎづくりの状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを県議会に提出しなければならない。

## 第二章 基本計画

**第十条** 知事は、健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的方向
- 二 健康長寿とちぎづくりの推進に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、健康長寿とちぎづくりの推進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、健康づくり関係者、事業者及び健康づくりに関して学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第三章 健康長寿とちぎづくりの推進に関する基本的施策

(健康診査の受診の促進等)

**第十一条** 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、生活習慣病の早期発見及び早期治療に資するよう、がん検診その他の健康診査の受診の促進等必要な施策を講ずるものとする。

(食生活の改善の促進)

**第十二条** 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、食塩摂取量の減少及び野菜摂取量の増加をはじめとする食生活の改善を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

(運動等の促進等)

**第十三条** 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、運動等の身体活動の増加を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、日常生活における適切な休養について普及するため、必要な施策を講ずるものとする。

(受動喫煙の防止等)

**第十四条** 県は、多数の者が利用する施設における受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。次項において同じ。）の防止の徹底を図るとともに、県民が自らの意思で受動喫煙を避けることができる環境を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、受動喫煙が未成年者、妊婦等の健康に及ぼす悪影響を防止するための取組が促進されるよう、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、市町村、健康づくり関係者及び事業者と連携し、県民の喫煙率の減少を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持)

**第十五条** 県は、県民が心の健康を保持することができるよう、相談体制の整備、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

(幼児期からの健康な生活習慣の定着)

**第十六条** 県は、県民が幼児期から健康な生活習慣を身に付けることができるよう、健康教育、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者の健康づくり)

**第十七条** 県は、高齢者が自らの心身の状態に応じた健康づくりを実践できるよう、普及啓発等必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、高齢者が生きがいを持って健康な生活を営むことができるよう、多様な社会的活動に参加しやすい環境の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(健康長寿とちぎづくり推進月間)

**第十八条** 県は、健康長寿とちぎづくりの推進について県民の関心と理解を深めるとともに、県民一人一人が自ら健康づくりを実践する契機とするため、健康長寿とちぎづくり推進月間を設ける。

2 健康長寿とちぎづくり推進月間は、十月とする。

(健康長寿とちぎづくり県民運動)

**第十九条** 県は、市町村、健康づくり関係者、事業者等と連携し、健康長寿とちぎづくり県民運動（健康長寿とちぎづくりに関する社会的気運を醸成するために県を挙げて行う活動をいう。次項において同じ。）を推進するものとする。

2 県は、健康長寿とちぎづくり県民運動を推進するため、県、市町村、健康づくり関係者、事業者等で構成される健康長寿とちぎづくり推進県民会議を組織するものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に健康増進法第八条第一項の規定により定められている県の基本的な計画（菌の健康の保持に関する部分を除く。）は、第十条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。

(健康増進課)

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第七十一号

#### 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和三十六年栃木県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書を削る。

第四条第四項中「旅行依頼簿（）」の下に「当該旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。」を加え、「記載し」を「記載し、又は記録し」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第五項中「旅行命令簿等」を「第四項に規定する旅行命令簿等」に改め、「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5 前項に規定する旅行命令簿等が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて知事が定めるものをいう。以下同じ。）をもつて提示することができる。

6 前項の規定により旅行命令簿等の提示が電磁的方法により行われたときは、当該旅行者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該旅行命令簿等を提示したものとみなす。

7 第四項に規定する旅行命令簿等の提示については、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年栃木県条例第五号）第四条の規定は、適用しない。

第六条第十一項中「旅行中の日数に応じ一日当たりの定額及び実費額により」を削る。

第十条第一項中「及び旅行雑費（第二十五条第一項の規定による旅行雑費に限る。第十一条において同じ。）」を削る。

第十一条中「又は旅行雑費」を削る。

第十三条第一項中「請求書」の下に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項中「記載事項」の下に「又は記録事項」を加え、「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。



- 4 第一項に規定する請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法をもつて提出することができる。
  - 5 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。
  - 6 第一項に規定する請求書又は書類の提出については、栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条の規定は、適用しない。
- 第二十五条から第二十七条までを次のように改める。

(旅行雑費)

**第二十五条** 旅行雑費の額は、駐車料金、有料道路の料金その他の雑費で知事が定めるものについて、実費額又はこれに相当する額として知事が定める額とする。

(同一地域内旅行の旅費)

**第二十六条** 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公設宿舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、同一地域内において住所又は居所を移転した場合には、別表第二の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合にはその二分の一に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合において、その額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(住所等から目的地に至る旅費額)

**第二十七条** 住所又は居所から目的地に至る旅費額の計算については、第十五条第三項中「在勤庁」とあるのは、「住所又は居所」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十七条の二を削る。

別表第二中「(第二十二条、第二十七条関係)」を「(第二十二条、第二十六条関係)」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第七十二号**

**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一

号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項及び六の三の項中「岩舟町」の下に「、塩谷町」を加え、同表十八の二の項中「大田原市」の下に「、矢板市」を加え、同表二十九の二の項から二十九の四の項までの規定中「那須塩原市」の下に「、さくら市」を、「那須烏山市」の下に「、下野市」を加え、同表二十九の六の項中「栃木市」の下に「、鹿沼市」を加え、同表三十三の項中「及び大田原市」を「、大田原市及び那須塩原市」に改め、同表三十五の項中「那須塩原市」の下に「、さくら市」を加え、同表三十五の二の項中「及び大田原市」を「、大田原市及びさくら市」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(行政改革推進室)

栃木県県民の森条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十七日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県条例第七十三号**

**栃木県県民の森条例等の一部を改正する条例**

(栃木県県民の森条例の一部改正)

**第一条** 栃木県県民の森条例（昭和四十九年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「10,600円」を「10,900円」に、「3,210円」を「3,300円」に、「530円」を「540円」に改める。

(栃木県都市公園条例の一部改正)

**第二条** 栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の2栃木県井頭公園の部(1)運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表中「2,790円」を「2,860円」に、「3,640円」を「3,740円」に、「6,120円」を「6,290円」に、「890円」を「910円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「2,130円」を「2,190円」

に、「500円」を「510円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「900円」を「920円」に、「400円」を「410円」に改め、同項イ特殊利用料金の基準額の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、同部③遊戯施設の項の表中「530円」を「540円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「400円」を「410円」に改め、同部④教養施設の項の表中「420円」を「430円」に改め、同部⑤駐車場（一万人プールに隣接して設置されるものに限る。）の項の表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、別表第一の3 栃木県鬼怒グリーンパークの部①運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表中「2,790円」を「2,860円」に、「3,640円」を「3,740円」に、「6,120円」を「6,290円」に、「890円」を「910円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「2,130円」を「2,190円」に、「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同項イ特殊利用料金の基準額の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、同部③遊戯施設の項の表中「530円」を「540円」に改め、別表第一の5 栃木県那須野が原公園の部①運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表中「890円」を「910円」に、「1,280円」を「1,310円」に、「2,130円」を「2,190円」に改め、同項イ特殊利用料金の基準額の表中「100分の105」を「100分の108」に改め、同部④休養施設の項の表中「2,500円」を「2,570円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「18,000円」を「18,500円」に、「29,400円」を「30,200円」に改め、別表第一の6 栃木県みかも山公園の部①運動施設の項の表中「2,100円」を「2,160円」に、「21,000円」を「21,600円」に改め、同部②附属設備の項の表中「1,050円」を「1,080円」に改め、同部③園内移動用施設の項の表及び別表第一の7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の部①教養施設の項の表中「500円」を「510円」に改め、同部②研修室の項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表を次のように改める。

ア 施設名及び一般利用料金の基準額

施設名	利用区分	利用区分		1日
		午 前	午 後	
研 修 室	1	1,230円	1,230円	2,460円
研 修 室	2	1,230円	1,230円	2,460円
研 修 室	3	920円	920円	1,840円
研 修 室	4	2,160円	2,160円	4,320円
研 修 室	5	1,850円	1,850円	3,700円
研 修 室	6	1,850円	1,850円	3,700円
研 修 室	7	1,850円	1,850円	3,700円

別表第一の7 栃木県日光田母沢御用邸記念公園の部③研修ホールの項ア施設名及び一般利用料金の基準額の表中「2,000円」を「2,050円」に改め、同部④駐車場の項の表中「1,000円」を「1,020円」に改め、別表第一の8 栃木県日光だいや川公園の部①運動施設の項の表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改め、同部②休養施設の項の表中

「2,500円」を「2,570円」に、「4,500円」を「4,620円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「16,000円」を「16,400円」に、「22,400円」を「23,000円」に改める。

(栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例の一部改正)

**第三条** 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例(昭和五十七年栃木県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,210円」を「3,300円」に、「2,460円」を「2,530円」に改める。

(栃木県子ども総合科学館条例の一部改正)

**第四条** 栃木県子ども総合科学館条例(昭和六十三年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表中「520円」を「530円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

(栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例の一部改正)

**第五条** 栃木県立宇都宮産業展示館設置及び管理条例(昭和六十三年栃木県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

515,000円	257,000円	77,200円	を	529,000円	264,000円	79,400円	に
428,000円	213,000円	64,300円		440,000円	219,000円	66,100円	
349,000円	174,000円	52,400円		358,000円	178,000円	53,800円	
291,000円	145,000円	43,700円		299,000円	149,000円	44,900円	
264,000円	132,000円	39,800円		271,000円	135,000円	40,900円	
221,000円	110,000円	33,200円		227,000円	113,000円	34,100円	
179,000円	89,600円	26,800円		184,000円	92,100円	27,500円	
148,000円	74,600円	22,400円		152,000円	76,700円	23,000円	
91,400円	45,700円	13,700円		94,000円	47,000円	14,000円	
76,200円	38,000円	11,400円		78,300円	39,000円	11,700円	
26,200円	13,100円	3,930円		26,900円	13,400円	4,040円	
36,000円	18,000円	5,400円		37,000円	18,500円	5,550円	
30,000円	15,000円	4,500円		30,800円	15,400円	4,620円	
12,100円	6,120円	1,810円		12,400円	6,290円	1,860円	
3,850円	1,920円	570円		3,960円	1,970円	580円	
4,930円	2,460円	740円		5,070円	2,530円	760円	

改める。

(栃木県総合文化センター設置及び管理条例の一部改正)

**第六条** 栃木県総合文化センター設置及び管理条例(平成三年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。